検討の経緯

(1) 部会の設置

大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを検討するため、大阪府は、障がい者に関する施策についての調査審議等を行うために障害者基本法第36条第1項に基づき設置している大阪府障がい者施策推進協議会に、「差別解消部会」を設置した。

(2) 部会の開催経緯

	開催日	協議事項
第1回	平成 25 年 11 月 14 日	・「ガイドライン」の検討の進め方等について
		・相談、紛争の防止・解決の体制のあり方について
第2回	平成 26 年 2 月 3 日	・障がいを理由とした差別と思われる事例について
		・府における相談事業等について
第3回	平成 26 年 3 月 3 日	・障がいを理由とする差別の解消に向けたこれまでの
		検討状況について